

# 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 3 年 1 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦



## 1 調達内容

- (1) 業務名  
広島県新動物愛護センター施設整備事業
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び要求水準書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所  
要求水準書による。
- (5) 入札方法  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 技術評価等資料

- (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目	内 容
事業方針に関する事項	本事業に対する基本的な考え方、事業実施体制、地域経済への配慮
設計・建設業務に関する事項	建築概要、面積表、内部・外部仕上表、備品リスト、工程表、初期投資内訳書、設計建設の方針、工程・施工計画、敷地全体の計画、建物内の施設計画
維持管理業務に関する事項	施設維持管理業務、修繕業務、譲渡犬猫展示室運營業務、セルフモニタリング、維持管理費内訳書
付帯施設業務に関する事項	付帯施設業務、付帯施設業務積算内訳書
事業計画に関する事項	資金調達、事業計画、リスク管理、長期収支計画表
政策評価に関する事項	社会保険等届出誓約書、業務従事予定者の賃金最低基準誓約書

- (2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は 0 点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目	評価基準	配点
技術評価	事業方針に関する事項	(1) 本事業に対する基本的な考え方	2.0
		(2) 事業実施体制	2.0
		(3) 地域経済への配慮	2.0
	設計・建設業務に関する事項	(1) 設計・建設の方針	2.0
		(2) 工程・施工計画	3.0
		(3) 敷地全体の計画	10.0
		(4) 建物内の施設計画	14.0
	維持管理業務に関する事項	(1) 施設等維持管理業務	11.0
		(2) 修繕業務	5.0
		(3) 譲渡犬猫展示室運營業務	11.0
		(4) セルフモニタリング	2.0
	付帯施設業務に関する事項	(1) 付帯施設に係る業務	8.0
	事業計画に関する事項	(1) 資金調達	2.0
		(2) 事業計画	2.0
(3) リスク管理		2.0	
政策評価	(1) 社会保険等の加入状況	1.0	
	(2) 業務従事予定者の賃金最低基準	1.0	
合 計			100.0
価格評価の配分点			20.0
技術評価の配分点			78.0
政策評価の配分点			2.0
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		20.0
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		78.0
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		2.0
評価値	技術評価点 + 政策評価点 + 価格評価点		100.0

入札説明書添付資料3落札者決定基準の  
とおり

※ 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

4 入札参加資格

(1) 共通業務

1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
2	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者であること。
3	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
4	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていない者であること。
5	会社法（平成18年法律第66号）に基づく会社の特別清算の申し立てがなされていない者であること。
6	経営状況が健全であること。なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。
7	入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。
8	県が本事業について、アドバイザー業務を委託した者、並びに同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。
9	選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者が参加していないこと。

(2) 設計業務

1	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所 の登録を行っていること。
2	県の令和元年・2 年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コン サルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の認定を受けていること。 ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、平成 30 年 9 月 25 日付け広島県告示第 702 号の定めに従って当該入札参加資格の認定を申請 している場合は、資格審査の受付の提出期限までに当該入札参加資格の認定が なされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱 う。
3	平成 22 年 4 月 1 日以降に完了したもので、次のいずれかの設計実績を有してい ること。なお、実績は設計業務に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 社が有 すればよいものとする。 ・延べ面積 1,700 ㎡以上の公共施設新築工事の実施設計の元請実績 ・動物愛護センター等同種施設の新築工事の実施設計の元受け実績

(3) 建設企業のうち建築工事に当たる者

1	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく建築工業に係る、 特定建設業の許可を受けていること。
2	県の令和元年・2 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されており、建 築一式工事に係る等級が A である者又は A・A もしくは A・B の組合せによる 共同体であること。
3	平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了したもので、次の施工実績を有し ていること。共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体 中最大の出資比率の場合のものに限る。なお、実績は建設業務に当たる者が複 数の場合、そのうちの 1 社が有すればよいものとする。 ・延べ面積 1,700 ㎡以上の公共施設新築工事の施工の元請実績
4	下記に示す要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上 配置できること。なお、共同企業体の場合は代表者に限る。 ・一級建築士又は一級建築施工管理技士 ・建築一式工事について監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する 者

(4) 建設企業のうち土木工事に当たる者

1	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく土木工事業に係る、 特定建設業の許可を受けていること。
2	県の令和元年・2 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されており、土 木工事一式工事に係る等級が A である者又は A・A もしくは A・B の組合せに よる共同体であること。

(5) 工事監理業務

前記「(2) 設計業務」に求める要件と同じとする。

(6) 維持管理業務

1	平成 29 年度広島県告示第 376 号（平成 30 年から令和 3 年において県が行う物 品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等[令和 2 年広 島県告示第 742 号により一部改正]によって、「11A 施設清掃」の資格を認定さ れている者であること。
2	平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡しが完了したもので、次の施設の維持管 理業務について 1 年以上の実績を有していること。なお、実績は維持管理業務 に当たる者が複数の場合、そのうちの 1 社が有すればよいものとする。 ・延べ面積 1,700 ㎡以上の公共施設の維持管理実績

5 入札手続等

(1) 入札説明書、要求水準書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手  
方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県健康福祉局食品生活衛生課（広島県庁本館 6 階）  
電話（082）513-3103（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和3年1月22日(金)から令和3年2月1日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和3年2月18日(木) 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和3年3月4日(木)までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町10番52号

広島県庁本館6階食品生活衛生課乳肉水産・動物救護グループ

イ 提出期限

令和3年4月5日(月) 午前10時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年4月5日(月) 午前10時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁南館1階入札室

(5) 技術評価等資料に係るプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島県健康福祉局食品生活衛生課

② 実施日時 令和3年4月6日から令和3年4月13日までの間で別に指定する日

③ 出席者 入札参加資格を有している者

6 落札者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が高い場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

選定事業者は、初期投資費用に相当する金額（設計・建設に係る対価から割賦金利を差し引いた金額）100分の10以上について、設計及び建設の履行を保証するために、事業契約後速やかにいずれかの方法による保証を提供すること。

ただし、下記の表の5に定める場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、または建設業務に当たる者、設計業務に当たる者または工事監理に当たる者をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、発注者を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を発注者に提出しなければならない。また、事業者、建設業務に当たる者、設計業務に当たる者または工事監理に当たる者を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、違約金支払債権を被担保債権とする質権を発注者のために設定しなければならない。

なお、履行保証保険の有効期間は、設計・建設期間とする。

1	契約保証金の納付
2	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
3	本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行または県が確実と認める金融機関、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
4	本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証
5	施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約に係る特約事項

この入札による契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条に基づく広島県議会の議決を経る必要があるため、まず仮契約を締結し、議会の議決を経たときに、何ら手続きをすることなく本契約となるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局食品生活衛生課(広島県庁本館6階)

電話(082)513-3103(ダイヤルイン) ファクシミリ(082)227-1057